

定 款

公益財団法人 富徳会

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人 富徳会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、歯科学分野の特に口腔衛生学および小児歯科学などの研究に対する助成などを行い、もって口腔保健・医療の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 口腔衛生学・予防歯科学、小児歯科学分野、公衆衛生学および歯科衛生学分野の調査・研究を行う大学・機関の研究者・団体に対する研究助成及び顕著な功績のあった研究者に対する褒賞
 - (2) その他前号の公益目的事業を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 2 章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者(小林富次郎)は、金9500万円相当をこの法人のために拠出した。

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他財産の3種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の決議により使途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。
- 4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむをえない理由により基本財産の一部を処理又は担保に提供する場合には、理事会の決議に加わることのできる出席理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会の決議に加わることのできる出席評議員の3分の2以上の決議により承認を得た後、その一部を処分して公益目的事業費に充て、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産の処分)

第9条 特定資産への繰入れ及び特定資産の取り崩しは、理事会の決議に加わることのできる出席理事の3分の2以上の決議を経て行う。

(財産の管理・運用)

第10条 この法人の財産の管理・運用は、理事長の命を受けて常務理事が管理し、

その方法は、理事会で別に定める。

- 2 財産は、安全確実かつ相応の運用収益が得られる方法で運用しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始前の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 理事長は前項の規定により定時評議員会にて報告され、または承認を受けた書類のほか、次の書類を、毎年事業終了後3箇月以内に作成し、主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならぬ。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計の原則)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(定 数)

第16条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員会にて行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国會議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任 期)

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議委員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第19条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の議決に加わることができる出席評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。この場合、評議員において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えねばならない。
- (1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

(評議員に対する報酬等)

- 第20条 評議員に対しては報酬等を支払うことができる。その総額は、年度100万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 2 節 評議員会

(構 成)

- 第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定め、その任期は評議員の任期期間とする。

(権 限)

- 第22条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員で決議するものとして法令で又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第23条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

- 第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第25条 理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

- (第26条) 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が、出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の上限に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会決議の省略)

- 第27条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

- 第28条 理事長が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

- 第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

- 第30条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、かつ代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
- 4 第3項の常務理事を必要に応じて代表理事とすることができる。

(役員の選任)

- 第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係ある者の合計数は、理事総数の三分の一を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の三分の一を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

- 第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、本財団の日常業務を分担するほか、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会招集並びに理事会議長の職務を代行する。
- 3 代表理事(理事長)及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第35条 役員が次の一つに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

- 第36条 役員に対しては報酬等を支払うことができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 2 節 理事会

(構成)

- 第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第38条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第39条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第40条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第42条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものと見なす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第32条3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 選考委員及び選考委員会

(選考委員)

第45条 この法人に、選考委員は7名以上12名以内とする。
2 選考委員は、理事会において、本財団の各助成関係分野の学識経験者の中から選任し、理事長がこれを委嘱する。
3 選考委員は評議員を兼ねることができる。ただし2名以内とする。
4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任をさまたげない。
5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
6 選考委員には、選考謝金を支給し、費用を弁償する。

(選考委員会)

第46条 選考委員会は、選考委員をもって構成する。
2 選考委員会は、公募した助成事業の助成対象候補を選考する。
3 選考委員会の運営について必要な事項は、理事会でこれを定める。

第 6 章 事務局

(設 置)

第47条 この法人は、事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
3 事務局長の選任及び解任は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4 職員は理事長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解 散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功的不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取り消し処を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消し日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公 告)

第52条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第 9 章 補則

(委 任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は小林健二郎、業務執行理事(常務理事)は武者良憲とする。
この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。
朝田 劳信、眞木 吉信、氏家 高志、藤田 雄三、佐々 龍二
- 4

施行	平成24年 4月 1日
改定	平成27年 6月 4日
改定	平成29年 6月 7日

上記は公益財団法人富徳会の定款である。

平成29年 6月30日

公益財団法人富徳会

理事長 小林 健二郎

